

四万十市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則をここに公布する。

令和7年12月17日

四万十市長

山下元一郎

四万十市規則第37の4号

四万十市乳児等通園支援事業の認可等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第34条の15第2項の規定に基づく乳児等通園支援事業(以下「本事業」という。)の認可(以下「認可」という。)及び同条第7項の規定に基づく本事業の廃止又は休止の承認等について、法、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号。以下「省令」という。)及び四万十市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年四万十市条例第20号。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認可申請)

第2条 認可を受けようとするものは、乳児等通園支援事業認可申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)(様式第2号)又は乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)(様式第3号)
- (2) 誓約書(様式第4号)
- (3) その他市長が必要と認めた書類

(認可申請審査基準)

第3条 社会福祉法人又は学校法人(以下「社会福祉法人等」という。)から本事業の認可に関する申請があった場合は、法第34条の15第3項の規定に基づき審査するものとする。

2 社会福祉法人等以外から本事業の認可に関する申請があった場合は、法第34条の15第3項の規定に基づき審査するほか、次の各号の基準により審査するものとする。

- (1) 法第34条の15第3項第1号の規定に基づくもので、次に掲げるア及びイを満たすものであること。

ア 事業規模に応じた、施設等があると市長が認めること。

イ 当該主体全体の財務内容が直近で3期以上連続して損失を計上していないこと。

- (2) 法第34条の15第3項第3号の規定に基づくもので、次に掲げるア及びイ、又はウを満たすものであること。

ア 実務を担当する幹部職員の中に、保育所等(児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業等(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。)及び乳児等通園支援事業を含む。)において2年以上勤務した経験を有する者、若しくはこれと同等以上の能力を有すると認められる者がいること、又は、経営者が社会福祉事業について知識経験を有する者であること。

イ 乳児等通園支援事業の利用者(保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含む運営委員会(本事業の運営に関し、本事業の設置者(以下「設置者」という。)の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。)を設置すること。

ウ 経営者に、乳児等通園支援事業の利用者(保育の利用者その他のこれに準ずる者を含む。)及び実務を担当する幹部職員を含むこと。

(社会福祉法人等以外の認可の条件)

第4条 社会福祉法人等以外の者に対して本事業の認可を行う場合については、以下の条件を付することができる。

- (1) 法第34条の16第1項の基準を維持するために、市長が設置者に対して必要な報告を求めた

場合には、これに応じること。

- (2) 収支計算書又は損益計算書において、本事業を経営する事業に係る区分を設けること。
- (3) 企業会計の基準による会計処理を行っている者は、前号に定める区分ごとに、企業会計の基準による貸借対照表（流動資産及び流動負債のみを記載）、借入金明細書、基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書（以下「貸借対照表等」という。）を作成すること。
- (4) 市長に対して、毎会計年度終了後3か月以内に、次に掲げる書類に、本事業を経営する事業に係る現況報告書を添付して提出すること。
 - ア 前会計年度末における貸借対照表
 - イ 前会計年度の収支計算書又は損益計算書
 - ウ 前号に定める本事業を経営する事業に係る前会計年度末における貸借対照表等（地上権、賃借権の登記等）

第5条 設置者が本事業の設置場所として、貸与を受けている土地又は建物に係る地上権又は賃借権の設定及び賃貸借に係る条件等については、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について（平成16年5月24日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長通知）に定めるとおり取り扱うものとする。

（乳児等通園支援事業の認可等の決定及び通知）

第6条 市長は、第2条の規定による申請を受けたときは、認可の可否について審査のうえ、認可を決定したときは、乳児等通園支援事業認可通知書（様式第5号）により、認可しないことを決定したときは乳児等通園支援事業不認可通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（変更の届出）

第7条 乳児等通園支援事業等の認可を受けた者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）が、省令第36条の36の規定による変更を行うときは、乳児等通園支援事業認可事項変更届（様式第7号）に必要な書類を添付して、期限までに市長へ届けなければならない。

（廃止又は休止に関する協議）

第8条 乳児等通園支援事業の廃止又は休止を行おうとする者は、廃止又は休止をしようとする日以前、相当期間の余裕をもって市長の承認を受けなければならない。

- 2 建物等について国又は市の補助がなされた本事業を廃止しようとするときは、あらかじめ文書をもって市長宛に協議しなければならない。

（廃止又は休止の申請）

第9条 乳児等通園支援事業者が、法第34条の15第7項の規定により、乳児等通園支援事業を廃止し、又は休止の承認を受けようとするときは、乳児等通園支援事業（廃止・休止）承認申請書（様式第8号）に市長が定める書類を添えて申請しなければならない。

（廃止又は休止の承認及び通知）

第10条 市長は、前条に規定する申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、廃止又は休止を承認したときは、乳児等通園支援事業（廃止・休止）承認通知書（様式第9号）、承認しないときは、乳児等通園支援事業（廃止・休止）不承認通知書（様式第10号）により申請者に通知するものとする。

（事業の制限若しくは停止又は認可の取消し）

第11条 市長は、乳児等通園支援事業に対し、法第34条の17第4項及び第58条第2項の規定により、事業の制限若しくは停止又は認可の取消し（以下「事業の制限等」という。）を行うことができる。

- 2 市長は、前項の規定により事業の制限等を行う場合は、乳児等通園支援事業認可（制限・停止・取消し）決定通知書（様式第11号）により通知するものとする。
- 3 乳児等通園支援事業者は、前項に規定する事業の制限等を受けたときは、利用者に不利益が生じないよう適切な措置を講ずるものとする。

（委任）

第12条 この規則に定めるもののほか、本事業の認可に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

乳児等通園支援事業認可申請書

年 月 日

四万十市長 様

所在地 _____
 申請者 氏名（又は名称） _____
 代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15の規定による認可による確認を受けたいので、以下のとおり申請します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称				
事業所の所在地				
区分	☐ 一般型乳児等通園支援事業 ☐ 余裕活用型乳児等通園支援事業			
設置者・事業者の主たる事業所の所在地	〒 _____			
	電 話： _____			
	メー ル： _____			
設置者・事業者の代表者	フリガナ		職名	
	氏名		生年月日	年 月 日
事業の開始予定年月日	年 月 日			

2. 添付書類

(1) 提出必須

1	施設全体の付近見取図
2	乳児等通園支援事業 事業計画書 ※様式第2号又は第3号を使用すること
3	乳児等通園支援事業 運営規定 ※様式第2号又は第3号の提出と内容が同等のため、提出は不要とする。
4	収支予算書 (収支計画、収入項目（補助金・利用料等）、支出項目などを記載したもの)
5	誓約書（兼役員等名簿） ※様式第4号を使用すること
企業会計の 基準による 会計処理を行 っている場合	借入金明細書
	基本財産及びその他の固定資産（有形固定資産）の明細書
社会福祉法人 及び学校法人 以外の場合	法人全体の直近3年間の運営状況（決算書等）

事業に関し、 借入れ等を行 っている場合	借入金返済（償還）計画書
----------------------------	--------------

(2) 一般活用型：必須、余裕活用型：省略可

(省略可能の場合…四万十市が法人監査を実施し、以下書類を市に提出しているとき)

1	建物の図面の写し（各部屋の用途や面積等を明示したもの）
2	土地及び建物の登記簿謄本（又は登記事項全部証明書）
3	建物の建築確認検査済証の写し （当該書類の提出が困難な場合は建築物台帳等記載事項証明書）
4	経営の責任者及び福祉の実務にあたる幹部職員の履歴書又は経歴書
5	福祉の実務に当たる幹部職員：資格証の写し（保育士証等）
6	職員の履歴書 ※乳児等通園支援事業を行う者のみで可
7	資格証明書の写し（保育士証等） ※乳児等通園支援事業を行う者のみで可
8	研修の認定証、修了証の写し ※乳児等通園支援事業を行う者のみで可
不動産の貸与 を受ける場合	賃貸借契約書の写し、無償の貸与又は使用許可を受けることを証明する書面の 写し
社会福祉法人 及び学校法人 以外の場合	預金残高証明書
法人または 団体の場合	設置者の定款または寄付行為等の写し 登記事項証明書または法人登記簿謄本

乳児等通園支援事業実施計画書(一般型用)

1 基本情報

(1)施設名称			
(2)施設の所在地			
(3)区分 ※選択式			
(4)受入年齢	ヶ月から		歳まで
(5)事業開始予定日			
(6)提供日・時間・提供を行わない日			
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		
	キャンセル料が発生する場合の理由		
(9)給食・おやつ	給食の有無	費用	円
	おやつの有無	費用	円
(10)その他費用	その他の費用の有無	内容	費用 円
(11)運営の目的			
(12)運営の方針			

2 職員配置等に関する調書

(1) 乳児等通園支援事業所の責任者

氏名	役職	生年月日	資格名等	教育職又は児童福祉事業の経験年数
				年

※児童福祉事業等に関する実務経験年数を証明する勤務証明書を添付すること

(2) 職員の配置状況

定員のすべてを受け入れする際の配置人数を記入してください。

職員数	人	うち保育士資格者数	人
専従者数	人	うち保育士資格者数	人
兼任者数 ※自動計算	0 人	うち保育士資格者数 ※自動計算	0 人
		(必要資格者数) ※自動計算	0 人

(利用定員)

0歳	1歳	2歳
人	人	人

(必要職員数)※自動計算

0歳	1歳	2歳	合計
0 人	0 人	0 人	0 人

(3) 職員一覧

職名	氏名	生年月日	資格名・取得年月日	勤務形態	雇用年月日	備考
				常勤・非常勤		
				専従・兼任		
				常勤・非常勤		
				専従・兼任		
				常勤・非常勤		
				専従・兼任		
				常勤・非常勤		
				専従・兼任		
				常勤・非常勤		
				専従・兼任		

(4) 職務内容

3 提供する乳児等通園支援の内容

(1) 乳幼児の支援に関する計画

障害児保育	☐ 実施する ☐ 実施しない
医療的ケア児保育	☐ 実施する ☐ 実施しない

※医療的ケア児の受け入れとする場合は、本計画書2(3)の職員一覧に、対応する職員を記入すること

(2)親子通園の実施の有無

実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない
親子1組あたりの実施回数	
親子1組あたりの実施期間	

※親子通園の期間が、長期間とならないように設定すること。

(3)食事の提供

☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

食事の提供	☐ 提出する ☐ 提供しない
	☐ 事業所内調理 ☐ 外部搬入 ☐ 弁当持参 ☐ その他 ()
責任者氏名等	(職名) (氏名)

※委託による事業所内調理の場合は以下について記載すること。

委託業者名称	
委託業者の住所	〒 -

※外部搬入の場合は以下について記載すること。

搬入施設 (施設名称)	☐ 社会福祉施設 () ☐ 関連保育事業等 () ☐ 病院等医療機関等 () ☐ その他 ()
搬入施設住所等	〒 - TEL
栄養士による配慮	☐ 事業所内 ☐ 保健所 ☐ 外搬先 ☐ その他 ()
献立の作成	☐ 事業所職員 (☐ 栄養士 ☐ 調理師 ☐ 左記以外 ()) ☐ 委託業者 ☐ その他
アレルギー等への対応	☐ 対応する (☐ 代替食 ☐ 除去食) ☐ 対応しない
食中毒の発生・まん延防止措置などの 対応マニュアル	☐ 有 ☐ 無
食育計画の作成	☐ 有 ☐ 無

※委託による調理での食事を提供する場合、委託先との契約書を添付すること

※外部搬入により食事を提供する場合、搬入施設との契約書を添付すること。

(4)事故発生時の対応・再発防止等

☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

連携する医療機関の設定	☐ ヶ所 ☐ 一覧作成済み
連携する医療機関名等 (代表医療機関)	
事故発生時の具体的対応 マニュアル	☐ 有 ☐ 無
事故原因の分析、改善策の作成方法 及び職員への周知方法について	

※事故の発生及び再発防止等に関する指針を提出すること。

※事故等が発生した際の管理者への報告体制が確認できる書類についても提出すること。

(5)加入保険等

□既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

損害賠償等保険 加入状況	☐ 加入 ☐ 未加入
保険の種類	☐ 損害責任保険 ☐ 傷害保険 ☐ その他()
保険内容	
保険金額・期間	

(6)衛生管理等

□既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

食器等の衛生管理方法	(食事等を提出する場合のみ記載)
感染症等に関するマニュアル	☐ 有 ☐ 無

(7)苦情・相談に係る体制等

□既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

苦情解決に係る体制整備	☐ 書面にて作成済み ☐ その他()
苦情解決マニュアル	☐ 有 ☐ 無
改善結果の市への報告	☐ 有 ☐ 無

(8)安全計画

□既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

計画策定の有無	☐ 有 ☐ 無
自動車の運行	☐ 有 ☐ 無
見落としを防止するための 車内装置	

※自動車の運行による送迎を行う場合は、安全計画書内に自動車運行時の乳幼児の所在を確認する方法についても記載すること。

※見落としを防止するための車内装置の設置場所が分かる写真等を添付すること。

(9)運営に関する自己評価・外部評価等

□既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

自己評価の方法及び 改善方法	
外部評価の受審及び 結果の公表	①外部評価の受審予定
	②受審結果の公表方法
外部評価結果に基づく改善方法	

4 施設設備状況調書

(1)構造 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄骨鉄筋C造 ☐ その他()			
☐ 耐火構造 ☐ 準耐火構造 ☐ その他()			
建物階数	階	利用階数	階 ~ 階
建物の建築年月日	年 月 日	建築確認日	年 月 日
耐震診断	☐ 実施済(実施年月日: 年 月 日) ☐ 未実施 (☐ 耐震基準を満たしている ☐ 耐震基準を満たしていない)		
耐震化工事	☐ 実施済(実施年月日: 年 月 日) ☐ 未実施		

(2)規模 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

敷地(土地)	敷地面積	m ²
	(自己所有面積)	m ²
	(借用面積)	m ²
	(その他)	m ²
	貸主名称	
	借用期間	年
	賃料	円/月額
建物	建築面積	m ²
	延べ面積	m ²
	(自己所有面積)	m ²
	(借用面積)	m ²
	貸主名称	
	借用期間	年
	賃料	円/月額

(3)施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業 を実施する面積 ※自動計算	基準面積 ※自動計算	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(4) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積 ※自動計算	②ほふく室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積 ※自動計算
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積 ※自動計算	④遊戯室	乳児等通園支援事業を実施する面積	定員数	基準面積 ※自動計算
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(5) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件				確認欄
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。				
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。				
要件	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。			
	イ	保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる設備が1以上設けられていること。			
		2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	
		4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段	
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。			

エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。	
	① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。	
	② 調理器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。	
	オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。
	カ	保育室等其他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。
	キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。	

(6) 非常災害・緊急時等に関する設備

□ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

消火設備の設置	☐ 有 (☐ 消火器 ☐ その他())	☐ 無
玄関以外の非常口	☐ 有	☐ 無
避難器具の設置	☐ 有 ()	☐ 無
消防計画	☐ 有	☐ 無
防火管理者氏名		
避難・救出等訓練	通報訓練	回/年 ※年2回以上
	避難・救出訓練	回/年 ※少なくとも月1回
	消火訓練	回/年 ※少なくとも月1回

5 その他

(1) 地域との連携に関する取組

(2) 秘密保持に関する必要な措置

□ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

(3) 虐待の防止のために講じる対策

□ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

(4) 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用の開始時期	☐ 市による認定がされ、事前面談を終了したとき	☐ その他()
利用の留意事項	☐ 本事業計画書に記載している事項を、書面により保護者と内容を確認する	☐ その他()
利用の終了時期	☐ 保育所等に入所したとき ☐ 3歳の誕生日の前々日に到達したとき	☐ その他()

乳児等通園支援事業実施計画書(余裕活用型用)

1 基本情報

(1)施設名称			
(2)施設の所在地			
(3)区分	余裕活用型乳児等通園支援事業		
(4)受入年齢	ヶ月から		歳まで
(5)事業開始予定日			
(6)提供日・時間・提供を行わない日			
(7)利用料	利用料金(1時間当たり)		円
(8)キャンセル料	キャンセル料の有無		
	キャンセル料が発生する場合の理由		
(9)給食・おやつ	給食の有無	費用	円
	おやつの有無	費用	円
(10)その他費用	その他の費用の有無	内容	費用 円
(11)運営の目的			
(12)運営の方針			

2 職員配置等に関する調査

(1) 乳児等通園支援事業所の責任者

氏名	役職	生年月日	資格名等	教育職又は児童福祉事業の経験年数
				年

※児童福祉事業等に関する実務経験年数を証明する勤務証明書を添付すること

(2) 職員の配置状況

(ア) 定員(1号、2・3号合計)

	0歳児	1・2歳児	3～5歳児	合計 ※自動計算	利用定員の空き枠 ※自動計算
教育・保育の利用定員					
教育・保育の在籍児童数					

(イ) 室別面積等 ※平面図を添付してください

	0歳児	1・2歳児
保育室等の面積		
保育に必要な面積		
乳児等通園支援事業に充てられる面積 ※自動計算		

(ウ) 職員配置

	0歳児	1・2歳児
保育に従事する職員数		
(うち保育士数)		
保育に必要な職員数 ※自動計算		
乳児等通園支援事業に従事できる職員数 ※自動計算		

(3) 職員一覧 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

職名	氏名	生年月日	資格名・取得年月日	勤務形態	雇用年月日	備考
				常勤・非常勤		
				専従・兼任		
				常勤・非常勤		
				専従・兼任		
				常勤・非常勤		
				専従・兼任		
				常勤・非常勤		
				専従・兼任		

3 提供する乳児等通園支援の内容

(1) 乳幼児の支援に関する計画

障害児保育	☐ 実施する ☐ 実施しない
医療的ケア児保育	☐ 実施する ☐ 実施しない

※医療的ケア児の受け入れをする場合は、本計画書2(3)の職員一覧に、対応する職員を記入すること

(2) 親子通園の実施の有無

実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない
親子1組あたりの実施回数	
親子1組あたりの実施期間	

※親子通園の期間が、長期間とならないように設定すること。

(3) 食事の提供 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

食事の提供	☐ 提出する ☐ 提供しない		
	☐ 事業所内調理 ☐ 外部搬入 ☐ 弁当持参 ☐ その他 ()		
責任者氏名等	(職名)		(氏名)

※委託による事業所内調理の場合は以下について記載すること。

委託業者名称	
委託業者の住所	〒 -

※外部搬入の場合は以下について記載すること。

搬入施設 (施設名称)	☐ 社会福祉施設 ()
	☐ 関連保育事業等 ()
	☐ 病院等医療機関等 ()
	☐ その他 ()
搬入施設住所等	〒 -
	TEL
栄養士による配慮	☐ 事業所内 ☐ 保健所 ☐ 外搬先 ☐ その他 ()
献立の作成	☐ 事業所職員 (☐ 栄養士 ☐ 調理師 ☐ 左記以外 ()) ☐ 委託業者 ☐ その他
アレルギー等への対応	☐ 対応する (☐ 代替食 ☐ 除去食) ☐ 対応しない
食中毒の発生・まん延防止措置などの対応マニュアル	☐ 有 ☐ 無
食育計画の作成	☐ 有 ☐ 無

※委託による調理での食事を提供する場合は、委託先との契約書を添付すること

※外部搬入により食事を提供する場合は、搬入施設との契約書を添付すること。

(4) 事故発生時の対応・再発防止等 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

連携する医療機関の設定	☐ 〆ヶ所 ☐ 一覧作成済み
連携する医療機関名等 (代表医療機関)	
事故発生時の具体的対応 マニュアル	☐ 有 ☐ 無
事故原因の分析、改善策の作成方法 及び職員への 周知方法について	

※事故の発生及び再発防止等に関する指針を提出すること。

※事故等が発生した際の管理者への報告体制が確認できる書類についても提出すること。

(5) 加入保険等 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

損害賠償等保険 加入状況	☐ 加入 ☐ 未加入
保険の種類	☐ 損害責任保険 ☐ 傷害保険 ☐ その他 ()
保険内容	
保険金額・期間	

(6) 衛生管理等 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

食器等の衛生管理方法	(食事等を提出する場合のみ記載)
感染症等に関するマニュアル	☐ 有 ☐ 無

(7) 苦情・相談に係る体制等 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

苦情解決に係る体制整備	☐ 書面にて作成済み ☐ その他()
苦情解決マニュアル	☐ 有 ☐ 無
改善結果の市への報告	☐ 有 ☐ 無

(8) 安全計画 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

計画策定の有無	☐ 有 ☐ 無
自動車の運行	☐ 有 ☐ 無
見落としを防止するための車内装置	

※自動車の運行による送迎を行う場合は、安全計画書内に自動車運行時の乳幼児の所在を確認する方法についても記載すること。

※見落としを防止するための車内装置の設置場所が分かる写真等を添付すること。

(9) 運営に関する自己評価・外部評価等 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

自己評価の方法及び改善方法	
外部評価の受審及び結果の公表	①外部評価の受審予定
	②受審結果の公表方法
外部評価結果に基づく改善方法	

4 施設設備状況調査

(1) 構造 ☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

☐ 木造 ☐ 鉄骨造 ☐ 鉄骨鉄筋C造 ☐ その他()			
☐ 耐火構造 ☐ 準耐火構造 ☐ その他()			
建物階数	階	利用階数	階 ~ 階
建物の建築年月日	年 月 日	建築確認日	年 月 日
耐震診断	☐ 実施済(実施年月日: 年 月 日) ☐ 未実施 (☐ 耐震基準を満たしている ☐ 耐震基準を満たしていない)		
耐震化工事	☐ 実施済(実施年月日: 年 月 日) ☐ 未実施		

(2)規模

□既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

敷地(土地)	敷地面積	㎡
	(自己所有面積)	㎡
	(借用面積)	㎡
	(その他)	㎡
	貸主名称	
	借用期間	年
	賃料	円/月額
建物	建築面積	㎡
	延べ面積	㎡
	(自己所有面積)	㎡
	(借用面積)	㎡
	貸主名称	
	借用期間	年
	賃料	円/月額

(3) 施設設備

設備	室数	乳児等通園支援事業 を実施する面積 ※自動計算	基準面積 ※自動計算	設置階
①乳児室				
②ほふく室				
③保育室				
④遊戯室				
⑤便所				

(4) 室別面積等

(各室の面積)※平面図を添付してください

①乳児室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	定員数	基準面積 ※自動計算	②ほふく室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	定員数	基準面積 ※自動計算
0歳児			(1.65㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(1.65㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
③保育室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	定員数	基準面積 ※自動計算	④遊戯室	乳児等通園支援事業 を実施する面積	定員数	基準面積 ※自動計算
0歳児			(3.3㎡/人)	0歳児			(3.3㎡/人)
1歳児			(3.3㎡/人)	1歳児			(3.3㎡/人)
2歳児			(1.98㎡/人)	2歳児			(1.98㎡/人)

(5) 防災等(保育室、遊戯室等を2階以上に設置する場合)

区分	要件		確認欄	
2階に設ける場合	○ア、イ及びカの要件に該当するものであること。			
3階以上に設ける場合	○アからクまでの要件に該当するものであること。			
要件	ア	建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。		
	イ	2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
			避難用	1 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
		3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
		4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
			避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段(ただし、同条第1項の場合においては、当該階級の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室(階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。)を通じて連絡することとし、かつ、同項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。) 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	ウ	イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。		
	エ	一般型乳児等通園支援事業所に調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と当該調理設備の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。		
		① スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。		
	② 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。			
オ	壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。			
カ	保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。			
キ	非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。			
ク	カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。			

☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

消火設備の設置	☐ 有 (☐ 消火器 ☐ その他())	☐ 無
玄関以外の非常口	☐ 有	☐ 無
避難器具の設置	☐ 有 ()	☐ 無
消防計画	☐ 有	☐ 無
防火管理者氏名		
避難・救出等訓練	通報訓練	回/年 ※年2回以上
	避難・救出訓練	回/年 ※少なくとも月1回
	消火訓練	回/年 ※少なくとも月1回

5 その他

(1) 地域との連携に関する取組

17. 地籍圖繪製日期：民國 98 年 12 月 1 日

☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

☐ 既存事業の内容と同じ(その場合は、内容がわかる資料を提出すること。)

(4)利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

利用の開始時期	☐ 市による認定がされ、事前面談を終了したとき	☐ その他()	
利用の留意事項	☐ 本事業計画書に記載している事項を、書面により保護者と内容を確認する	☐ その他()	
利用の終了時期	☐ 保育所等に入所したとき	☐ 3歳の誕生日の前々日に到達したとき	☐ その他()

様式第4号（第2条関係）

誓約書（兼役員等名簿）

年 月 日

四万十市長 様

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

申請者が（別紙に記載する役員等を含む）、児童福祉法第34条の15第4項各号の規定に該当しないことを誓約いたします。

（法第34条の15第4項各号）

- イ 申請者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ロ 申請者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ハ 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- ニ 申請者が、法第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該認可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。ホにおいて同じ。）又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人（以下この号及び法第35条第5項第4号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む、当該認可を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該事業を行う者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、二本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。
- ホ 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下ホにおいて同じ。）の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下ホにおいて「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。法第35条第5項第4号ホにおいて同じ。）が、法第58条第2項の規定により認可を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していないとき。ただし、当該認可の取消しが、家庭的保育事業等の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該家庭的保育事業等を行う者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該家庭的保育事業等を行う者が有していた責任の程度を考慮して、ホ本文に規定する認可の取消しに該当しないこ

年 月 日

様

四万十市長



乳児等通園支援事業認可通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業について、四万十市乳児等通園支援事業認可規則第7条の規定に基づき、認可しましたので通知します。

記

1. 事業所の名称

() 乳児等通園支援事業所

2. 事業の種類

☐一般型

☐余裕活用型

3. 事業所の所在地

4. 利用定員

0歳児	名
1歳児	名
2歳時	名
合計	名

5. 認可年月日

年 月 日

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

様

四万十市長



乳児等通園支援事業不認可通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業について、四万十市乳児等通園支援事業認可規則第7条の規定に基づき、下記により認可しないことを決定したので通知します。

記

1. 事業所の名称

(

) 乳児等通園支援事業所

2. 事業の種類

☐一般型

☐余裕活用型

3. 却下の理由

4. 不認可年月日

年 月 日

【不服申し立て】

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、四万十市長に対して審査請求することができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日から6ヶ月以内（通知の翌日から起算します。）に、四万十市（訴訟においては四万十市を代表する者は四万十市長となります。）を被告として、高知地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定の通知を受けた日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に監査請求した場合には、決定の取消しの訴えは、その監査請求に対する決定の送達を受けた日から6ヶ月以内に（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。（なお、決定の送達を受けた日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。）

様式第7号（第7条関係）

乳児等通園支援事業認可事項変更届

年 月 日

四万十市長 様

所在地 _____
申請者 氏名（又は名称） _____
代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第2項の規定による認可を受けた事項に変更がありましたので、児童福祉法施行規則第36条の36の規定に基づき、関係書類を添えて届出します。

1. 事業所の名称等

事業所の名称		
事業の種類	☐ 一般型	☐ 余裕活用型
事業所の所在地	〒 _____	
	電 話： _____	
	メー ル： _____	

2. 変更事項

該当するものに○をつけてください。

☐	建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
☐	事業の運営についての重要事項に関する規程
☐	経営の責任者若しくは福祉の実務に当たる幹部職員
☐	事業所の名称
☐	事業所の種類
☐	事業所の位置（所在地）
☐	（法人又は団体の場合）定款、寄付行為その他の規約

3. 変更内容

変更年月日	年 月 日
変更前	
変更後	
変更の理由	

4. 添付書類

(1) 定款又は寄付行為、理事会議事録（当該申請にかかる部分）、なお、社会福祉法人以外の事業者にあつては、当該法人の規約等及び役員会議事録等

(2) 移転等の場合

ア 平面図及び建物配置図並びに求積図

イ 敷地及び建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本或いは賃貸借契約書

(3) 建物の変更の場合

ア 平面図及び建物配置図並びに求積図

イ 建物についての所有権、地上権等の登記簿謄本或いは賃貸借契約書

(4) 管理者の変更の場合

ア 履歴書、資格証等、児童福祉施設勤務証明書（現施設に勤務している場合は不要）

イ 人事発令通知書、理事会等議事録（当該申請にかかる部分）

ウ 誓約書（様式第4号に定めるもの）

エ その他必要な書類

(5) その他市長が必要と定める書類

様式第8号 (第9条関係)

乳兒等通園支援事業（廃止・休止）承認申請書

年 月 日

四万十市長 様

所在地 _____
申請者 氏名 (又は名称) _____
代表者氏名 _____

児童福祉法第34条の15第7項の規定による認可の廃止又は休止をしたいので、以下のとおり申請及び届出します。

1. 詳細

事業所の名称	
事業所の所在地	〒 — 電 話： メール：
廃止又は休止の理由	
現に乳児等通園支援を受けている児童に対する措置	
廃止又は休止をする 予定年月日	年 月 日
(廃止の場合) 財産処分	

2. 添付書類

廃止・休止に至った経過、原因等がわかる書類

年 月 日

様

四万十市長



乳児等通園支援事業（廃止・休止）承認通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業の廃止・休止について、四万十市乳児等通園支援事業認可規則第10条の規定に基づき、承認することを決定したので通知します。

記

1. 事業所の名称
() 乳児等通園支援事業所
2. 事業の種類
☐一般型 ☐余裕活用型
3. 事業所の所在地
4. 廃止・休止年月日
年 月 日
5. 廃止・休止の理由

【不服申し立て】

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、四万十市長に対して審査請求することができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日から6ヶ月以内（通知の翌日から起算します。）に、四万十市（訴訟においては四万十市を代表する者は四万十市長となります。）を被告として、高知地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。
なお、決定の通知を受けた日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に監査請求した場合には、決定の取消しの訴えは、その監査請求に対する決定の送達を受けた日から6ヶ月以内に（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。（なお、決定の送達を受けた日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。）

年 月 日

様

四万十市長



乳児等通園支援事業（廃止・休止）不承認通知書

年 月 日付で申請のあった乳児等通園支援事業の廃止・休止について、四万十市乳児等通園支援事業認可規則第10条の規定に基づき、下記により承認しないことを決定したので通知します。

記

1. 事業所の名称

（

）乳児等通園支援事業所

2. 事業の種類

☐一般型

☐余裕活用型

3. 却下の理由

5. 不承認年月日

年 月 日

【不服申し立て】

- 1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、四万十市長に対して審査請求することができます。
- 2 この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日から6ヶ月以内（通知の翌日から起算します。）に、四万十市（訴訟においては四万十市を代表する者は四万十市長となります。）を被告として、高知地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定の通知を受けた日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に監査請求した場合には、決定の取消しの訴えは、その監査請求に対する決定の送達を受けた日から6ヶ月以内に（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。（なお、決定の送達を受けた日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。）

年 月 日

様

四万十市長



乳児等通園支援事業（制限・停止・取消し）決定通知書

年 月 日付で第 号で認可した乳児等通園支援事業について、次の理由により認可を制限・停止・取消しすることを決定したので通知します。

記

1. 事業所の名称
(

) 乳児等通園支援事業所

2. 事業の種類

☐ 一般型

☐ 余裕活用型

3. 事業所の所在地

4. 処分年月日

年

月

日

5. 処分の内容

6. 処分の理由

【不服申し立て】

1 この決定について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、四万十市長に対して審査請求することができます。

2 この決定に不服がある場合は、この決定の通知を受けた日から6ヶ月以内（通知の翌日から起算します。）に、四万十市（訴訟においては四万十市を代表する者は四万十市長となります。）を被告として、高知地方裁判所に決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、決定の通知を受けた日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。ただし、決定の通知を受けた日の翌日から起算して3ヶ月以内に監査請求した場合には、決定の取消しの訴えは、その監査請求に対する決定の送達を受けた日から6ヶ月以内に（送達を受けた日の翌日から起算します。）に提起しなければならないこととされています。（なお、決定の送達を受けた日から6ヶ月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起できなくなります。）